令和4年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 令和4年9月22日(木)9時30分 宣告 会 (開議)

1. 出席議員

1番 出 智 子 7番 村上 謙武 13番 茂春 \mathbb{H} 石 田 2番 牧 野 牧 子 政 文 陽一 8番 菊 地 14番 髙 宮 米 澤 3番 藤 野 定幸 9番 尾 幸太郎 15番 壽 重 西 信 博

4番 齌 藤 則子 10番 池 田 賢 治 16番 池田

5番 田 中 一隆 11番 安 部 大 助

6番 12番 芳 樹 大 江 寿 前田

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉 地域振興課長 宇 野 慎 一 副 長 大 庭 孝 久 上下水道課長 和久 町 村上 文 男 教 育 長 野津 浩一 建設 課長 \blacksquare 中 代表監查委員 施設管理課長 直行 嶽野 正 弘 増本 藤 和幸 総 務 課 長 千 明 危機管理室長 齌 佐々木 会 計 管 理 者 勉 水產振興室長 橋 本 博 志 濱 田 財 政 課 長 石 田 寛 弥 都市計画課長 傑 石 田 税 務 課 長 金井 和昭 総務学校教育課長 吉 隆 \mathbb{H} 町 民 課 長 井 﨑 里惠子 社会教育課長 中村 恒一 保健福祉課長 野津 千 秋 布 施 支 所 長 山根 淳 砂本 進 住民福祉担当課長 和彦 都万支所長 広 江 環境課長 原 秀 人 五箇支所長 藤野 商工観光課長 鳥井 登 中出張所長 茶 山 宏 農林水産課長 河 北 尚夫 中央公民館長 金坂 賢 一 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名 議会事務局長 村 上 克 樹 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長追加提出議案の題目

議第 78号 工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕 議第 79号 工事請負契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕

議事の経過

〇議長(池田信博)

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第59号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から、議第77号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの19議案について「総括質疑」方式により行います。なお、報告第4号、諮問第3号及び諮問第4号の3件については、総括質疑の後に質疑を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の 意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いしま す。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

6番: 大 江 寿 議員

〇6番(大 江 寿)

おはようございます。それでは始めたいと思います。「飲食業・小売業等事業継続支援特別 給付金」についてでございます。まず飲食業においてですね、本町は県からそんなに厳しい 利用制限等はなかったと思いますが、この給付金のあくまで主旨は「継続」ということでしょうか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは資料4の23ページの方を開いて

いただきまして、資料の方を見ながら答弁の方をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、先ほどのご質問でございますけれども、この度の給付金制度、いわゆる「協力金」というような類の意味ではございませんで、春先からの感染拡大の影響を踏まえて事業所の事業継続、従業員の雇用維持、これを図ることを目的としたいわゆる「給付金」という形での制度設計でございます。

〇6番(大 江 寿)

分かりました。次ですが、ウルトラマラソンとか大きなイベントが復活して、この夏の観光客の利用制限も特になかったと思います。この対象要件の中にですね、「売上の減少率」とあります。飲食業、小売業、卸売業とかですね、各業種によって下がった要因は様々だと思いますが、この減少率を総合的に決めた経緯と理由をお願いします。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

経緯につきましてですが、商工会と合同で実施をしてきております、本年2月からの影響調査、これをまず元にして制度の検討をしてまいりました。この影響調査の結果をベースに置きながらですね、関係機関まあ、事業者もそうですけど、例えば金融機関などにも情報交換し、情報提供もいただきながら業種によっての濃淡は確かにあるということも、我々も承知しておりますが、総合的に減少率の要件を設定するやり方が、分かりやすくてまあスピーディであるという風に判断をいたしました。今求められているのは、このスピード感ではないかなというところもございまして、そのような決定とさせていただいたという事でございます。

〇6番(大 江 寿)

「スピード感」ということで分かりました。それでですね、売上の減少率だけなんでしょうか。例えば陽性者が出たとか、濃厚接触に伴って休業や営業時間を短縮したり、あとお客さんの受け入れを縮小した、それを対象にしなかった理由っていうのはありますか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

感染があった、もしくは濃厚接触、といった理由によっての休業、時短、制限など事業活動が仮に制限された場合も、結局はやはり売上の方に影響を及ぼすということから、「売上減少率」という風な要件設定とさせていただきました。

〇6番(大江 寿)

では最後にいきます。例えば7月、8月とかですね、けっこうお客さんが多い時期があったんですけども、頑張ったお店とかはなにもないんでしょうか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

コロナ禍、この状況にあっていろんな創意工夫されまして、売上確保にご尽力されておられました事業者のみなさまには本当に心より敬意を表したいという風に思っております。要件に合致しなければ、「ない」ということになりますが、ただまあ今後はですね、頑張られて今限りなく通常の状況に近いところまで持ち直してくださっている事業所に対しては、今後は店舗の魅力アップ対策にかかる経費の支援ですとか、アフターコロナ対策といいますか、いうようなものが必要ではないのかなあという風には考えております。今後の動向に注視をしてですね、必要に応じた対策、対応を今後はしてまいりたいという風に思っております。よろしくお願いいたします。

〇6番(大 江 寿)

終わります。

〇議長(池田信博)

以上で、大江寿議員の「総括質疑」を終わります。

次に、13番:石田 茂春 議員

〇13番(石 田 茂 春)

それでは私の方から、ただいま6番議員が大体質疑をして分かっておりますけれども、せっかく私も通告をしておりますので質問いたします。

資料4の23ページで、お聞きしたいんですけども、まずこの事業は町独自の支援策ということでお伺いします。事業名が「飲食業・小売業」という形になっとるんですけども、飲食から始まって観光関連事業までね。だけどこれ以外の業種の方々、例えば美容院とか理髪店とか、また自営の左官さんとか大工さんとか、色々あろうと思うんですが、この支援をどう考えておられるんですか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

先ほど大江議員の時にも申し上げました。動向調査をしておりましたものをベースに業種につきましても判断をさせていただいたところでございます。対象とならない業種の方々の支援につきましては、この度特段のものは今準備しておりませんが、間もなく動きます「商品券」含め、町民のみなさまの消費を動かすための支援という形で、商工会の方と連携をして進めてまいりたいという風に今考えているところでございますし、それから国また県、ここらの動向の方にも注視しまして、活用できる支援制度等につきましては、随時事業所のみなさまに情報提供の方を積極的におこなってまいりたいという風に考えているところでござ

いますので、よろしくお願いいたします。

〇13番(石 田 茂 春)

課長、あれですね、今回は美容院とか理髪店はなってないと。今後あるという風にでいいですか、理解。多分私はないと思います。どうしてかれらも・・一生懸命、美容院とか理髪店ね。まあ美容院なんかでしたら、今まで月1回のところを3か月に1回にするとか、まあ散髪髪も一緒ですね。そういう形で月数が長くなっていると思うんですわ。行く人ですよ。だから売上が減ってると思うんですよ。まあ減ってないかもしれない、まあこれは想像ですけどね。こういうところにもね、やっぱり手を差し伸べてやるべきだと思うんですよ。町独自ですから。今課長は「商品券」とかうんぬんと言いますが、「商品券」は飲食店も使われます。美容院も理髪店も使われますね。飲食は二重なんですよね。支援と商品券とね。やはり「税の平等」という形でいけば、やはりそういう理髪店も美容院も左官さんとかもやはりやるべきと思うんですよね。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

今具体的に理美容という業種が出ましたので、そこのところ少し限定して判断どうしたか というところをお話しさせていただきますと、確かにあのコロナの初期の頃には控えようと いったような場面もあったように、散見されたように把握しております。ただ現在の状況は その当時に比べますと、違うという風に我々判断しておりまして、店舗の方も感染予防対策 がかなり充実してきておりまして、向上しております。例えば空気清浄機付きのエアコンを 導入されるとか、そういった補助金の方もうちの方からも出しておりましたので、理美容に 関しますと本町内21店舗がもうそういった対策を施しておられまして、安全安心にお客さん をお迎えできるという感染症対策がかなり進んだ今現状がございます。飲食店のように島根 県の行動制限によって足が止められているという事でもないと。現在はありますのは、本町 内でコロナがちょっと感染拡大で、ばっと広がりましたので、お客様がコロナに感染した、 また濃厚接触者の関係者になったなどによってですね、予約はしちょったけど急遽いけなく なったので、落ち着いたらまた2週間後にはまた来ますけんというような動きが散見されると いうことが確認されましたので、まあ基本的には、客足は戻っている業種であるという風に 判断をしたところでございますし、飲食業に比べますと仕入れロスがすごく少ないという意 味におきましては、業種特性があるのかなというところも確認されましたので、この度はこ のような判断といたしましたところでございます。よろしくお願いいたします。

〇13番(石 田 茂 春)

課長の言われるところは分かるんですけど、やはりこういう支援をするんでしたらね、平等にやるのがほんじゃないかなと思いますよ。私が理髪店かなにかやっていたら、町長に異議申立てしますよ。だけどまあ、もうちょっとこれからそういう方々に支援があるかないか分かりませんが、まあ多分ないだろう。ですけど、町独自でまた考えて下さい。これ以上言いますと、水掛け論みたいになりますので。

次に、事業継続の意思確認は聞き取り、それとも別の方法で行っておられますか。多分これ以前にも聞いたと思うんですけど、給付要綱に記載してあると思いますけれど、まあ私それ見てないのでね、どのようになっておるのかなあと思って。それと次の、町税を滞納してない者という形になってますよね。それと「料金」の場合は滞納しておっても、今回の支援に該当するんですか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

まず1点目の事業継続の意思確認のことでございますけれども、これは昨年度実施しました 給付金事業と同じ対応を考えておりまして、申請をいただく際に様式で定めました「誓約書」 というものがございます。この中にその一言が盛り込まれておりまして、「事実と相違ありま せん」という第1段目からはじまりまして、事業継続する意思があり、感染症対策をした営業 を今後も行っていきますというものが第2項目にございます。で、こういった書面によってま ず確認をする、提出いただくということ。それから、当然申請のヒアリングによるところの 口頭での意思確認も行うこととしております。

2点目の町税のみの滞納だけの確認かという部分ですが、議員仰せのとおりでございまして、 町税のみの滞納確認ということとなります。「料金等」は対象でございません。ここの部分は ですね、現在隠岐の島町の定める補助金などの交付要綱におきましては、町税のみの滞納確 認をおこなうこととして統一されております。ちょっと事案は違いますけれども、入札指名 業者の滞納確認などにつきましても同様の対応となっておりますので、ご理解をいただきま すようお願いしたいと思います。

〇13番(石 田 茂 春)

先ほどの、最初の継続の意思ですね、「誓約書」に記載してあるということで、それはそれでいいんですね。だけど、途中でまあ「誓約書」書いたが、半年くらいでやめたと、まあ言葉は汚いんですけど、そういうチェックはおこなっておられますかね。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

はい。当然、事業継続確認は商工会それから税理士事務所にもご協力いただきまして、リ

アルタイムで状況確認をするように努めております。この度もそのようにしたいと考えております。

〇13番(石 田 茂 春)

この「税」についてですね、税の滞納はあったらダメだけど、しかし「料」の場合はいいと。この水道料、下水道料ね。私はいまいち、ちょっと分からないですね。「税」は滞納ダメだけれど、「料」については滞納があってもけっこうでございますよという。まあ他の指名競争入札と一緒だと思うんですけど。やはり、税だけであってねえ。私の考えは間違っとるんかなあ。どう言っていいんかなあ。私も。料金は100万円滞納しようが、50万円滞納しようが、税さえ納めておれば裏を返せばいいと。本当にそれが「支援給付金」に該当するんですかね。大庭副町長どうですか。

〇番外(副町長 大 庭 孝 久)

ただ今の件でございますが、「料」はですねいろんなところに存在します。で、その全て を調べるということがですね、またスピード感がなくなってしまうという恐れもございます ので、この度は「税」ということで限定をさせていただいたということでございます。

〇13番(石 田 茂 春)

「料」はいろいろあるから調べるのが大変だというけどね、私はね大きいものは水道料、下水料だと思うんですよ。上水道。あとの細かい、細かい言ったら失礼になりますけど、いろいろあると思うんですよ。多分、「決算審査報告」ですか、大口の水道料滞納者が出たとかなんとか、ちらっと私も聞いたような気がするんです。やはり町民が聞いてね、「税」は滞納がないけど水道料は滞納あっても「給付金」が貰えるというのもどうかなあと、納得せんような気がするんですね。悪いとは言ってないですよ、これ。やっぱりこれ平等にやるべきでないかなと、思うんですけど。だけど今更ね、変更することはできませんよね。今後やっぱり考えていただきたいということで、いいですかいね。

〇番外(副町長 大 庭 孝 久)

確かにですね、そういった面もあるように感じております。が、この補助金に関しましては、前年度もやらせていただきました。前年度の時もこういった形でお願いしました。確かに議員の言われることはあると思いますので、その辺のことも考慮しながら、もし今後ありましたら、そういった対応をしたいという風に思いますが、先ほども申しましたように例えば個人さんが体育館を使用していて、その料金を払い忘れたと。200、300円のことを。そういったことも全て調べるとなるとですね。なかなか難しいかなと。ありますので、例えば下

水道料金とか、水道料金。その辺の範疇でやるしかないかなという風に思いますので、その 辺はまた、ちょっとやり方を検討させていただきたいと思います。

〇13番(石 田 茂 春)

副町長、その使用料ね、200、300円。細かいことは言いません。私が言っているのは、上下水道です。200、300円なら私もありますわ。医療費もいっしょですね。ぜひそれを、今副町長が言ったようにね、上下水道、特に見て考えて下さい。

そうしますと、最後に良い「特別給付金」ですけどね。12月まで受付をして、年越してから支給するみたいになっているのです。どうせ支給するのなら、12月に支給して、そしてみなさん新しい年を迎えて下さいよと。これが親切丁寧。正月替わってからね、去年のやつで。そんな給付金は私はないと思います。だからもうちょっと前倒しをして、12月には全て給付をします。そして、新しい年を迎えて下さいということはできないんですか。

〇番外 (商工観光課長 鳥 井 登)

はい。23ページ資料の一番右下のところに、受付期間という風にして12月末までと書いてございましたので、そのようにご理解されてしまったのかなと思うんですが、これはですね、もう準備出来次第に事務の方を進めます。そうしますと、申請書を受付した後は、もう速やかに事務手続きをおこなってまいりますので、給付をしてまいります。ですので、昨年の実績からしましてもおそらく申請スピードにもよりますけれども、年内には、ほぼほぼ対象となられる事業所さんのお手元には、給付させていただくことになるという風に考えておりますし、ちなみに昨年度の場合ですが、例えばですけども、月曜日に申請書を持ってきていただいて、書類に不備がなくて内容審査でも問題が特段なければ、その同じ週の週末にはもう交付をするくらいな日数で対応させていただいておりましたので、今回も財政課、出納室などとその対応につきましてはしっかりと協議をしまして、準備を整えてできるだけスピーディな申請交付事務に心がけたいという風に思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

〇13番(石 田 茂 春)

課長、まあこれはこれで。初日に副町長が説明したと思うんですよね。副町長、やっぱりね、私らにも分かるように説明してもらわんとね。私はね「税」のことを考えるから、ほな来年かなと思うのですよ。とっても良いですよ。スピード感があって。そういうことで終わります。

〇議長(池田信博)

以上で、石田 茂春 議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、7番:村上 謙武 議員

〇7番(村 上 謙 武)

それでは、事前通告しております2件について質問したいと思います。

まず最初に「公文書管理事務」の中の「ファイリングシステム導入支援業務委託」に関する件ですけど、資料4の3ページを見ますと今年度の予算が、650万7,000円となっております。 その中に職場実地指導2回分、440万円が盛り込まれております。ということで、令和3年度ですね、コロナ禍でできなかった。令和2年度もどうもこの職場実地指導がコロナの影響で、翌年度に持ち越しますという風な決算の資料があります。

ということで確認なんですけど、この業務委託費として、令和3年度605万円計上された中に、この職場実地指導費440万円というのは含まれているのかどうか、含まれない605万円、令和3年度の予算にですね。ちょっと資料、分かりやすく。私が確認したいのは、今年度650万7,000円ですね、この予算というのは、例年これまで令和3年度まで計上していた業務委託費、イコール業務委託費なのかどうかということなんですけど。

〇番外 (総務課長 佐々木 千 明)

ちょっと資料を作っておりますので、それに沿ってですね、答弁をさせていただきたいと 思います。総括質疑の資料2ページの方を見ていただきたいと思います。まずですね、一番上 の表の方に現場実地指導の年度計画と実績の方を表記させていただいております。上の段が ですね、平成29年度の当初計画、これはまあ平成29年度から令和3年度、5か年に亘って合計 23回の現場実地指導を行う計画でございました。それに対して下の段が実績値となっており まして、令和2年度と令和3年度、コロナの影響で2回予定していたのが、1回しかできなかっ たということで令和4年度実施していない、まあ当初予算では1回を計上しておりましたが、 結果的にですね今回補正で1回分を追加して2回実施することで、当初計画の回数といっしょ の23回実施したいという内容でございます。

ここで中段の方に補足説明というところがありまして、この一番上にですね、基本的な考え方を示しております。全部署がシステム導入に係る現場実地指導を1回、維持管理に係る現場実地指導を3回、これはまあ毎年1回ずつ3年間で受けると。これは全員の職員が受講するといったような計画でございました。で、ですねこの都度1回分追加した訳なんですけど、70名、1回分が70名くらいの職員が受講されますので、今回補正した回数と合わせて140名の方に受講していただく、こういった内容でございますので、よろしくお願いします。

〇7番(村 上 謙 武)

提示された資料をみると、23回の職場実地指導が予定されているんだということが初めて 分かりました。ということで今年度は、令和2年度令和3年度にできなかった分2回を実施する という風に理解しました。ではなんで当初ですね、この2回分をですね予算計上しなかったの かと。そういった疑問が出てくる訳ですよ。その辺はいかがでしょうか。

〇番外 (総務課長 佐 々 木 千 明)

これについてもですね、資料でご説明させていただきたいと思います。資料の上の表の下の方に「経過説明」というところがございまして、まず1点目はとばしましてですね、2ぽつめを説明させていただきたいと思います。令和3年度は3回予定しておりました。当初予算でですね。令和2年度、1回しかできませんでしたので、令和3年度の当初予算には3回予定しておりましたが、コロナ感染症の影響により、2回の実施に留まることを想定し、令和4年度当初予算において残りの1回分を当初予算でですね、計上しておったところでございます。その次のまるぽつを見ていただきたいんですけど、最終的に令和3年度はですねコロナ感染症拡大により、1回の実施に結果的に留まったということで、令和3年度に実施を見込んでいた2回分のうち実施できなかった1回分をこの度令和4年度の補正予算として計上し、令和4年度当初予算の1回分と合わせて2回実施すると、こういうことにしたということでございます。

〇7番(村 上 謙 武)

補正予算でですね、今年度2回実施しなければならないという理由は分かったんですけど、 その職場実地指導ですね。これはどんな内容なのか、全く分かりませんので、それについて 説明をお願いします。

〇番外 (総務課長 佐 々 木 千 明)

2点目の質問につきましてもですね、資料の方でご説明したいと思います。資料の下の方に 現場実地指導の内容いうことで、まあこれは導入時の現場指導も含めて大きく6項目ございま す。上からいきますと、執務環境、書庫環境の整備に関する事項、2つ目が保有文書の年度別 及び用具の切り替えに関する事項、3つ目が公文書の分類技法に関する事項、4つ目が過年度 文書の書庫への引継ぎ、執務室内における保管庫の移し替えに関する事項、5点目が公文書の 保管・活用に関する事項、最後がファイリング状況の確認と改善に関する事項、以上でござ います。

〇7番(村 上 謙 武)

指導の内容はだいたい今の説明で、資料で分かるんですけど、これに係る時間等について

は。何日かかるか。何時間かかるかというところはどうでしょうか。

〇番外 (総務課長 佐々木 千 明)

資料の中ほどの補足説明を見ていただきたいと思うんですけど。1回の実地指導期間は3日から5日。受講する職員の数によって多少は誤差がありますけども。だいたい3日から5日ぐらいの期間で1回分の指導を行うといったようなことでございます。

〇7番(村 上 謙 武)

そうですね。資料では3日から5日という風に記載されてますけど、かなり長期間かかるなという風に理解しました。まあこのコロナ禍ということで、オンラインとかリモートで会議等は、研修等はやる時代に入ってるんですけど、そういったオンライン、リモートでこういった職場実地指導とういのはできないものでしょうか。できるんじゃないかなという風には思うんですけど、どうでしょうか。

〇番外 (総務課長 佐々木 千 明)

研修等についてはオンラインで可能かとは思いますけど。やはり実地指導でありますので 現地で直接指導していただくと。これが基本だと思います。

〇7番(村 上 謙 武)

それでは次の質問にいきたいと思います。

「隠岐水産高校寄宿舎整備事業」について、資料の55ページに今後の事業のスケジュールが載っております。6月の定例会で補正予算が、この寮の設計業務委託料とかですね、地質調査業務委託料3,555万円余りがついたということで、まあ当初想定したのは令和6年度ですね、年度当初に寮の供用が開始されるかなという風には予想していたんですけど、それがまあ、このスケジュールでは約半年供用が遅れている、その辺の背景について説明の方をお願いします。

〇番外 (総務学校教育課長 吉 田 隆)

よろしくお願いします。それでは、ご質問にお答えしますが、議会資料4の55ページのスケジュール表で説明させていただきたいと思います。今、村上議員さんがおっしゃられた通り、6月議会の方で、今おっしゃられたスケジュールで我々も検討しておりました。この度、設計業務に係る期間が10か月ということで、その理由でございますが表の左の列、④設計業務というところがありますが、そこの業務につきましてこの事業の技術支援の業務を担っていただきます「島根県住宅供給公社」とそれから隠岐水産高校を交えまして、建築に係るこの建物の構造、機能、規模等の協議を進めてまいりました。そこで公共事業に係る基本的な積算

のマニュアルがありまして、それに沿ってですね、建築面積約1,000㎡ありますので、これに応じた設計業務を積算いたしますと約10か月を要するということが判明いたしました。しかしながら、当初の目標といたしまして、この設計業務をなんとか年度内に完成をさせまして、来年度工事を終え、令和6年4月の供用開始になんとか間に合わせたいという思いもありましたので、本町の内部で協議を重ねました。その結果ですね、本町の指名審査のルールの観点から適正な業務期間をもって発注すべきだという結論に至りましたので、年度内の完成は不可能ということで、判断をしたところでございます。

〇7番(村 上 謙 武)

ただいま担当課長の説明を聞くとですね、まあこれ致し方無いという風に理解いたしました。質問終わります。

〇議長(池田信博)

以上で、村上 謙武 議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

続いて、報告第4号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書」について質疑 を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、報告第4号の「質疑」を終わります。

続いて、諮問第3号及び諮問第4号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、諮問第3号及び諮問第4号の「質疑」を終わります。

日程第2.町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第78号「工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕」及び議第79号「工事請負契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕」の2件を一括して議題とします。

日程第3.提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外:池田町長

〇番外(町長 池 田 高世偉)

おはようございます。本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。 まず、議第78号の「工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕」 についてでありますが、去る9月20日、4者による指名競争入札を執行いたしましたところ、 徳畑建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額1億4,740万円で工事請負契約 を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第79号の「工事請負契約の締結について〔中村浄化センター建設工事」についてでありますが、去る9月14日、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額5億5,550万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、2件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(池田信博)

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時12分)

(全員協議会開会宣告 10時12分)

〇議長(池田信博)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 10時19分)

(本会議再開宣告 10時19分)

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について、質疑を行います。

議第78号「工事請負契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕」について、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第79号「工事請負契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕」について、 質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日程第 5.議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の、議第59号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から、議第77号「令和3年度隠岐の島町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの19件、及び認定第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「令和3年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業会計歳入歳出決算の認定について」までの12件、並びに本日追加提出された2件の計33件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案33件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

次週9月26日から9月28日までは常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、9月29日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時21分)

以下余白